

## 【運営規定】通所介護事業所

### デイサービスセンターなぎの木土浦運営規程 (通所介護)

#### (事業の目的)

第1条 早川汽船株式会社が開設するデイサービスセンターなぎの木土浦(以下「事業所」という)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という)は、居宅において要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という)に対し、適切な指定通所介護を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 事業所の介護通所介護従業者は、要介護者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者が生活機能の維持または向上を目指すものとする。2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う従業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 デイサービスセンターなぎの木土浦

(2) 所在地 土浦市中央333-1

#### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する事業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名以上

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるように、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関と連携し必要な調整を行う。

(3) 介護職員 18名以上

介護職員は、サービスの提供に当たり、利用者の心身の状態等を的確に把握し適切な介助を行う。

(4) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するために必要な機能回復訓練等を行う。

(5) 看護職員 2名以上

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

#### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

(2) 営業時間 8:00から20:00までとする。(土曜日のみ 19:00まで)

(3) サービス提供時間 9:30から16:30まで

(4) その他の休日 お盆休み 年末年始 その他事業所で定めた休日

#### (介護予防通所介護の利用定員)

第6条 通所介護の利用定員は、33名とする。(通所介護の利用定員を含む)

#### (通所介護の内容)

第7条 通所介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 送迎 (2) 健康チェック (3) 食事サービス (4) 入浴サービス

(5) 生活指導 (6) 日常動作訓練 (7) レクリエーション

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし

指定通所介護が法定代理事業サービスである時は利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

1 食費 昼食(おやつ代含む)700円 夕食 600円

2 おむつ代 実費 洗濯代 50円/回 レクリエーション材料費 実費/1ヶ月

3 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対し送迎を行う場合は、路程1キロメートル

ル当たり20円を実費として徴収する。

4 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をし

た上で、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、土浦市 つくば市 かすみがうら市 阿見町 牛久市の地域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

通所利用者は、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等の指導に従うように留意すること。

(緊急時等における対応方法)

第11条

(1)緊急時における対応

通所介護従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を構ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(2)事故発生時の対応について

1)市町村、利用者家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

2)事故の原因を解明し再発防止のために、インシデントレポートの作成(随時)、リスクマネジメント会議の開催(随時及び毎月1回)を実施する。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、通所介護従業員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後 6ヶ月以内

(2)継続研修 年2回

(3)その他の研修

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、早川汽船株式会社とデイサー

ビスセンターなぎの木土浦と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(記録の保管)

第14条 利用者に対して事業所が行った指定通所介護に関する諸記録は県条例に定めるものを整備しサービスを提供した日から5年間保存する

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1)責任者の選定(責任者:村山 智美)

(2)虐待を防止するための従業員に対する研修の実施(年1回)

(3)虐待等に対する相談窓口の設置

(4)その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

この規程は、令和5年10月10日から施行する